

お お ぞ ら

No.20 (137)

社会福祉法人 聖隷福祉事業団
総合病院 聖隷三方原病院
聖隷おおぞら療育センター

〒433-8558
静岡県浜松市北区三方原町3453
TEL 053-437-1467

発行責任者 荻野和功
編集者 横地健治

2010年3月20日

重症心身障害の定義

所長 横地 健治

重症心身障害児施設は、重症心身障害をもつ人たちに医療と生活支援を行うことを役割とする児童福祉施設です。ところが、重症心身障害がどのような障害なのかは明確ではありません。児童福祉法の条文では、重度知的障害と重度肢体不自由の重複として定義されています。しかし、どの程度の知的障害と肢体不自由の重度さが重症心身障害の定義に合致するののか具体的な法的基準はありません。

この基準として、「大島分類」が現場では使われてきました。もともとは、東京都の重症心身障害児施設の入所者選定に使われたものです。ここでは、知能指数と移動機能の二軸で障害を区分しています。そして、知能指数が35以下なら、重症心身障害に該当する重度知的障害とみなしています。知能指数Ⅱ(発達年齢/暦年齢)×100で示されます。発達年齢は、その人の知的発達段階が、健常児のどの年齢の発達段階に近似しているかを示しています。知能指数が35の成人では、その発達年齢はおおむね6歳ということになります。つまり、成人

では、その知的発達段階が0歳児相当から年長児(保育園・幼稚園)相当までならば、重症心身障害に該当するものとしていきます。これでは、比較的軽い障害も重症心身障害福祉の対象に含まれている感は否めません。一方、大島分類の移動機能では、「寝たきり」・「座れる」に該当するものが、重症心身障害に該当する重度肢体不自由とみなされています。「座れる」の次の機能区分は「歩行障害」であり、その境界は曖昧です。そのため、この基準の明確さには限界があります。

これは別に、行政は独自の重症心身障害の判定ルールを持っていきます。現在の障害者自立支援法下では、重症心身障害の成人が、ショートステイ(短期入所)のため重症心身障害児施設を利用する際には、障害程度区分判定のみでは不十分です。重症心身障害と判定され、受給者証に「医療型(療養介護)」(静岡県では)と記される必要があります。しかし、この判定がどう行われているかは、法令には明示されていません(不思議なことです)。そこで、行政に問い合わせると、療育手帳Aと身体障害者手帳(肢体不自由)一、二級の両方の所持をもって判定しているとのことでした。

その場合、療育手帳のA判定が問題となります。静岡県では、重度肢体不自由が合併していれば、知的障害が中等度(知能指数35〜50)でも療育手帳Aが発行されています。これも、地方自治体の裁量の範囲となっているようですが、私の知りうる限り、他府県でも同様でした。そうすると、身体障害者手帳(肢体不自由)一、二級ならば、知的障害程度が中等度(重度肢体不自由がなければ、療育手帳はB判定)でも、現在の福祉制度では重症心身障害とみなされます。これでは、明らかに軽すぎる障害にも重症心身障害福祉が適用されていることになります。

重症心身障害福祉は、他の障害に比して高い経費が掛かるので、その経費を医療費と福祉予算の両者から得ています。また、重い障害ゆえに、成人に至っても重症心身障害児施設の入所を継続することも認められていません(児者一貫)。これらは、他の非医療型障害福祉と際違った差異となっ

ています。現在、非医療型成人福祉施設(旧身体障害者療護施設)に児童期発症の知的障害・肢体不自由の重複障害者が多数入所しています。前述の差異を正當なものとするためには、重症心身障害福祉対象障害は非医療型福祉施設対象障害と明確に区別される重度さが求められます。

そのためには、重症心身障害に該当する知的障害程度は、知能指数20以下(「最重度」の知的障害区分)とするのが妥当と考えます。知能指数が20の成人では、その発達年齢はおおむね3歳半ということになります。現在でも、知能指数が20以上の知的障害・肢体不自由の重複障害者の多くは、非医療型成人福祉施設(旧身体障害者療護施設)に入所しています。この区分は現状を追認するものだと思います。今後とも、知能指数20以下の最重度知的障害をもち、歩行不能の肢体不自由合併障害者が、私たちの施設の入所または通所利用者であるとしていきます。ただし、ショートステイについては、受給者証の「医療型(療養介護)」の判定を受けていけば、知的障害が最重度ではないからといって、その利用を断ることはしません。希望者が多い場合、知的